

包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連する会計基準等の修正（案）  
の公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」及び関連する会計基準・適用指針の修正（案）  
（いずれも平成21年12月25日公表）

2. コメント募集期間

平成21年12月25日～平成22年2月1日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧（提出順）

[団体等]

	団 体 名
CL03	ADEKA
CL04	三菱UFJ証券
CL05	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL06	社団法人 不動産証券化協会
CL08	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL09	社団法人 生命保険協会 企画部
CL10	社団法人 不動産協会 企業財務・会計委員会
CL11	日本公認会計士協会
CL12	社団法人 全国地方銀行協会 経理部会
CL13	全国銀行協会
CL14	日本商工会議所 産業政策第一部
CL15	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
CL16	新日本有限責任監査法人 品質管理本部
CL17	社団法人 日本証券アナリスト協会
CL19	社団法人 日本経団連 経済基盤本部
CL20	経済産業省
CL21	電気事業連合会
CL22	東京電力株式会社
CL23	あらた監査法人 品質管理部

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	公認会計士	佐々木秀和
CL02		杉原泰雄
CL07		原和久
CL18	中央大学	梅原秀継

5. 本公開草案についての主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、本公開草案についての主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現のみに関するものについては、記載していません。

（項番号を記載したものは、断りがない場合には、包括利益の表示に関する会計基準（案）の項番号です。）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
包括利益の表示の導入について		
1) 導入に賛成する	<p>包括利益を表示し、純資産と包括利益のクリーン・サープラス関係を明示することは、財務諸表の理解可能性と比較可能性を向上させ、IFRS とのコンバージェンスにも資するものと考えられるため賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 導入を急ぐあまり、拙速な結論とならないよう、慎重にご検討願いたい。</li> <li>➤ 財務諸表の連携が改善し、純利益の情報価値と重要性は一段と高まる。我が国の企業が時価変動リスクを負っているかが機関投資家だけでなく広く全投資家に再認識され、持合株式や遊休不動産等の B/S 項目に関心が高まる。</li> </ul>	
2) 導入に反対する	<p>貸借対照表の資本が親会社株主持分に限定されている規定を残したままで包括利益を導入すると、資本取引の持分所有者の定義が一貫せず、会計基準の整合性から大きな問題が生じるため、財務諸表の理解可能性や比較可能性をかえって損なわせる。</p>	
個別財務諸表への適用について（第3項、第19項）		
3) 同時適用	<p>財務諸表に新たな項目が追加されるという表示の問題であり、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務との取扱いとの関連性は薄いと考えられる。</p>	
	<p>OCI の注記を個別で省略すること及び株主資本等変動計算書の記載との整合性より、連結財務諸表及び個別財務諸表と記載すべきである。</p>	
	<p>連結と個別の表示は、同一の会計基準によるのが自然であり、異なれば利用者の使い勝手は著しく悪化し、分析上無用な混乱を招くだけである。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
4) 連結先行	<p>個別にも適用すべきであるが、公表時の反対意見にあるように、連結先行も十分検討すべきである。</p> <p>個別財務諸表については、昨年6月に企業会計審議会から公表された意見書(中間報告)に示された連結先行の考え方をどのように具現化すべきかについて十分な検討と市場関係者のコンセンサスを前提として、それに基づいて個々の会計基準レベルでのコンバージェンスの是非を判断すべきである。</p> <p>既存の個別株主資本変動計算書で十分純資産の変動を報告する目的を果たすことが可能である。コンバージェンスについては連結先行の考え方によるものと理解しており、個別財務諸表に対し包括利益の表示を義務付けるのは些か先走り感が否めない。作成者の実務負担をも考慮し、個別財務諸表への適用については反対である。</p> <p>連結財務諸表のみに先行適用したうえで、実務を積み上げて定着化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表の理解可能性と比較可能性を向上させ、国際財務報告基準とのコンバージェンスにも資する目的は、連結財務諸表において包括利益の表示を導入することで満たされ、必ずしも個別への強制適用にはつながらない。</li> <li>➤ 連結先行の考え方について、個別の取扱いや非上場会社への適用の必要性、別記事業に係る課題等も含めて幅広い見地から十分な検討を行い、市場関係者のコンセンサスを得た上でコンバージェンスの是非を判断すべきであり、コンセンサスがでない現段階では連結に限定すべきである。</li> <li>➤ 海外投資家は個別を参考程度にしか見ておらず、会社法・法人税法との関係は上場企業でも無視できない可能性があるため、企業実務への影響の程度、適用会社の範囲、個別開示の必要性等について、関係者との議論を十分踏まえた上で、決定した方が良いと考える。</li> <li>➤ 連結先行の考え方の十分な検討と市場関係者のコンセンサスを経た上で、作成者、利用者を混乱させる恐れがないように拙速に対応せず、慎重に議論していただきたい。</li> <li>➤ 個別は会社法上の分配可能額計算や法人税法上の課税所得計算において利用されるため、我が国固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務に密接な関わりがある。</li> <li>➤ 今般の包括利益の表示も含めた会計基準については、連結と個別それぞれの役割や取り巻く環境を考慮して、会計基準及び適用時期も切り離して検討していただきたい。</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
5) 非上場企業への適用反対	<p>中小の非上場企業は、海外からの資金調達の実現性が乏しく、利害関係者は国内の株主、債権者、取引先など限定的であるため、必要以上に会計の国際化の影響を及ぼすことは問題がある。</p> <p>適用する範囲を、連結財務諸表に限定し、個別財務諸表には包括利益の表示を強制すべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 250万の中小・中堅企業を中心とする非上場企業の作成者から包括利益を開示するニーズはない。</li> <li>➤ 利用者からも実態把握が不都合との意見がなく、指標として使いたいというニーズもない。</li> <li>➤ 会社法・法人税法の基礎となる個別に強制された場合、コンバージェンスのメリットを享受しない非上場企業に相当な影響が及ぶ。</li> <li>➤ 海外資金調達の実現性が乏しく、利害関係者が国内株主、債権者、取引先など限定的な非上場企業にコンバージェンスの名のもとに、不要な影響やコスト負担を一律に強いることは、コスト・ベネフィットの観点から、絶対に避けなければならない。</li> </ul>	
1 計算書方式と 2 計算書方式について（第 11 項、第 28 項～第 32 項）		
6) 選択に賛成	<p>当期純利益と包括利益を明確に区分できる 2 計算書を選択できる。</p> <p>性質の異なる当期純利益と包括利益を明確に区分表示する 2 計算書が、投資家に対する財務情報の提供方法としてより適切であり、2 計算書を将来に亘って選択できるようにすべきである。</p> <p>選択とする結論に異論はないが、今後の方向性としては意見が分かれているので、両論を併記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当期純利益と包括利益を明確に区分し、比較可能性を著しく損ねるものではない 2 計算書方式を支持する。国際的な会計基準において認められるよう、積極的な働きかけを期待する。</li> <li>➤ 後に 1 計算書に一本化する二度手間を回避し、リサイクリングしない OCI が存在する場合には、重要性が増す 1 計算書の方がコンバージェンスに資する。</li> </ul>	
7) 2 計算書を原則とすべき	<p>同一形式で表示されるように誘導した方が、利用者にとって実務上の他社比較が容易になり、データ入力時のミスなどの混乱も起き難いと考えられる。両方式は情報量に差はないものの、当期純利益が企業の継続的なパフォーマンスを示す代表的な指標であることをより強調し、IFRS 開発過程で現行の当期純利益の開示を継続することにも資する。</p>	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
適用時期について（第12項、第13項、第33項）		
8) 適用を遅らせる/準備期間が必要	<p>決算システムの改修等の実務の負担に配慮して、適用を1年遅らせる、前年度分の注記を不要とする、前年度分の注記から税効果及び組替調整の注記を除く等を要請する。</p> <p>短期的に導入する方向性は支持したが、現状の適用時期は多少の疑念を抱く。OCIを表示するには期中の増減を集計・分析する必要がある、事務作業量としてかなりの負担増となり、特に連結ベースでのシステム対応を含めて、ある程度の準備期間が必要と考える。</p> <p>基本財務諸表の変更となり、システム整備等の実行可能性や社会的なコスト負担からタイトなスケジュールとなるため、早くとも平成23年4月1日以降開始する事業年度からの適用としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 同様に基本財務諸表のあり方を大きく変更する「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用時期との整合性も考慮する。</li> <li>▶ 1計算書、2計算書のいずれを採用しても、公表後1年程度の準備期間では十分ではない。</li> </ul>	
9) IFRS の強制適用に併せる	<p>IFRSの強制適用の結論ができるまでは、本会計基準を強制適用すべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個別基準の調整が未了の段階では、形式のみを先取りして適用することとなる。</li> <li>▶ IFRSと併せた方が実務的にも非常に効率がいい。</li> </ul>	
包括利益の表示に関する会計基準（案）に関するコメント		
包括利益の定義（第4項、第5項、第20項～第22項）		
10) マイナスの表示	負の数値となる場合、包括損失又はその他の包括損失として正の数値で表示するのか。また、計算書の名称もそれに合わせて変わるのか明らかにしていただきたい。	
11) 財務諸表で認識されたもの	純資産は財務諸表の構成要素のひとつであるため、第21項「あくまで財務諸表において認識されたものに限ることを明確にするために」について、その意味するところを具体的に説明補足していただきたい。	
12) 定義から除く取引	我が国では資本取引に少数株主との取引を含まないことを考えると、第17項や第22項の「資本取引」は、本文の第4項と同じく「当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引」とすべきである。	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>「直接的な取引」とすると、広く持分所有者との取引と解される可能性もあることから、IFRS の定義の定義と合わせて、「株主資本に対する持分所有者としての持分所有者との取引による株主資本の変動以外の取引」とすべきである。</p>	
<p>13) 持分変動差額</p>	<p>連結範囲の変動、子会社の時価発行増資等に伴う持分変動差額を利益剰余金に直接加減することができる取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本会計基準適用後も変更はないと理解しているが、包括利益の定義との関係を明確にする観点から、包括利益の計算に含まれない旨を会計基準に明記していただきたい。</li> <li>➤ OCI として表示し、リサイクリングなしで、連結貸借対照表において即時に OCI 累計額から利益剰余金に振り替えられることになるのか確認したい。</li> </ul>	
<p>14) 損益取引か資本取引かいずれにも解釈し得る取引</p>	<p>コンバージェンスが未了なものは、当面は包括利益の対象外とすることを容認して頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連結範囲変更に伴う利益剰余金増減（会計制度委員会報告第7号第46項）</li> <li>② 剰余金増減で処理する会計制度変更による期首影響額（実務対応報告第24号適用初年度等）</li> <li>③ 剰余金増減で処理する年金債務調整額（米国会計基準では包括利益）</li> </ol> <p>第22項の記述は、包括利益の定義を構成するものとして基準本文に記載すべきである。</p>	
<p>15) 当期純利益/組替調整額の定義</p>	<p>当期純利益を重視する考え方が示されているが、その定義がないので、当期純利益の定義を追加すべきである。</p> <p>当期純利益及び組替調整額について定義を行う必要があるかを検討していただきたい。少なくとも、概念フレームワークや IFRS の定義と整合しているのか異同があるのか、論点整理の考え方に変化があったのかについて結論の背景に明確に記述していただきたい。</p> <p>組替調整額には、組替時点までの当期の OCI 変動額が含まれると理解するが、実務上の混乱も考えられるため、具体的な算定方法を結論の背景において定めるべきものとする。</p> <p>組替調整は「包括利益での二重計算を避けるため」とあるが、当期純利益と包括利益は認識のタイミングが異なる別個の利益概念である以上、二重計算となることはなく、いかなる考え方による表現なのか、結論の背景で説明を明記してほしい。</p>	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
16) リサイクリングの考え方	ASBJ は、IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」に対するコメントにおいて、OCI とリサイクリングの関係は純利益に関する重要なテーマであるので、金融商品ではなく財務諸表または別個のプロジェクトにおいて包括的な観点から今後検討すべきと主張している。日本での基準設定においても、当期純利益やリサイクリングに関する概念上の考え方や、そのおかれている現実的な状況に対する評価などを、本会計基準において整理していただきたい。	
17) 少数株主利益の表示	<p>連結の1計算書の表示において、少数株主利益を控除後に加算する理由について、IFRS等と当期純利益の範囲が異なる旨を含め、結論の背景において説明することが望ましい。</p> <p>当期純利益に少数株主利益が含まれない一方、包括利益には含まれており、内訳記載はあるものの親会社説と経済的単一体説が不整合なので整合性を図るべきと考える。</p> <p>IFRSとのコンバージェンスの観点から、我が国における当期純利益を構成する項目をIFRSと整合させることを継続して検討していくべきと考える。</p>	
その他の包括利益の内訳の開示について（第7項～第10項、第27項）		
18) 為替換算調整勘定／在外子会社の為替換算相場	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 在外子会社の資産・負債の認識の中止がある場合に発生すると考えられる組替調整額を、当期発生額と別個に把握することは極めて困難であり、現行の財務諸表から集計できる範囲を超えている。期首と期末の為替換算調整勘定のネット差引額を利用した表示を許容することが、現実的な選択と考える。</li> <li>➤ IAS 第1号第95項や設例では、在外事業体の処分をもって組替調整が生じ、その場合のみ過去に為替換算調整勘定に計上した金額の組替調整が発生するとも受け取られる記述がある。その記載との関係について結論の背景などで明記していただきたい。</li> <li>➤ 在外子会社のOCIの換算は、IAS 第21号第44項、第39項(b)で発生時相場としているのと同様に、収益・費用と同様な期中平均相場によることを検討すべきである。</li> <li>➤ 組替調整額には、組替時点までのOCI変動額が含まれる。子会社の売却時点の為替相場には複数あるものの、換算属性の平仄を合わせる観点より、被出資側の収益・費用換算相場が妥当と考えるが、具体的に用いる相場やみなし売却日の場合の取扱いを検討すべきである。</li> </ul>	
19) 持分法適用による持分法相当額	包括利益計算書と貸借対照表等との連携が不明瞭になるため、国際的な会計基準で認められているように貸借対照表上「その他の資本構成要素」等への集約表示を認めるか、包括利益計算書及びその注記上独立せず他の項目に含める記載を容認していただきたい。	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
20) 税効果の取扱い	IAS 第 12 号 61A 項(a)の定めと同様に、繰延税金だけでなく当期税金も含める定めとすべきであり、「税効果を控除した額」ではなく「税金費用相当額を加減した額」等の表現として当期税金が含まれることを明示すべきである。	
21) 区分掲記の科目	<p>その他包括利益の内訳項目（その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定）については、区分掲記の基準が定められるという理解でよいか。</p> <p>実務対応報告第 18 号や第 24 号により、国際的な会計基準で OCI とされているものを認識する場合、対象が広範に亘るため、金額が僅少な項目は「その他」等として一括表示できる選択肢を設けることを検討いただきたい。</p>	
22) 土地再評価差額金	売却等による取崩額は当期純利益に反映されず、他の OCI 項目と性質が異なるため、貸借対照表のその他の包括利益累計額から除外することが必要である。売却等による振替額が包括利益であるならば包括利益計算書での表示及び組替調整額の注記例を示していただきたい。IAS 第 1 号の設例では、再評価剰余金の利益剰余金への振替額は包括利益に含まれていない。	
注記について（第 8 項～第 10 項、第 26 項）		
23) 組替調整額の注記	<p>資産の取得の予定取引に係る繰延ヘッジ損益の取得価額への加減算額の取扱い等、具体的に繰延ヘッジ損益の何が組替調整額となるかの定義を明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 組替調整額の定義・目的が明確に議論され尽くしたとは言えず、不明確である。リサイクリングに関する認識・定義や注記額算定の負荷の有無などを確認する十分な時間を確保すべきであり、適用時期を考慮して、当面の間、注記を省略することも可能とすることが考えられる。</li> <li>➤ 売却銘柄についての当期中の時価変動額は算定の事務負担が大きいとため、注記対象外も可とするか、少なくともその他有価証券は簡便な取扱いを許容していただきたい。</li> <li>➤ 売却銘柄の当期中の変動額の範囲が明らかでないため、明瞭な表現に改めていただきたい。</li> <li>➤ 監査委員会報告第 70 号にしたがって、評価差損・差益を相殺した後の純額について税効果を認識する場合には、その他有価証券の組替調整を個々の取引ごとに捉える必要がある本基準の考え方と異なるため、税効果金額の注記開示は任意とするか、開示方法の設例を設けていただきたい。</li> </ul>	
24) 連結作成会社の個別注記省略に反対	リサイクリングの内容を細かく把握でき、包括利益と OCI の概念の定着に大きく寄与することから、税効果及び組替調整額の注記を高く評価する。連結と個別の相違に注目する投資家は多く、比較分析できないという利用者の不満が募ることから、個別注記の省略に反対する。	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
適用初年度の注記について（第13項）		
25) 連結における付記	直前年度の包括利益及びその他の包括利益の注記について、親会社株主に係る金額及び少数株主に係る金額の付記の取扱いを明確にする必要がある。	
26) 税効果・組替調整額	比較可能性の向上の観点から、税効果・組替調整額の注記も含むと理解しているが、そのことが明瞭に理解できるようにすべきである。	
27) 注記の設例の追加	直前年度に有価証券を売却した場合、これをどのように反映すればよいか不明確であるため、適用初年度に係る注記情報の計算過程を設例として追加していただきたい。	
28) 注記でなく本表開示	利用者は直前年度との比較も重視しており、注記では不十分であり、一覽性に優れている直前年度の包括利益計算書の本表の表示を義務付けることを提案する。	
具体的な設例の追加について		
29) 設例を設ける	<p>包括利益計算書等に新たに表示される各科目の計算過程を理解し、早期に円滑な適用を図る観点から、以下に例示するような参考となる設例を設けることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貸借対照表、株主資本等変動計算書、包括利益計算書で表示される、OCI 及び OCI 累計額がどのように整合しているかを明確に理解できる設例</li> <li>② 持分法適用の被投資会社の OCI に対する投資会社持分相当額の一括区分表示により貸借対照表の累計額との関連が不明確となるため、どのような方法で集計することが連結包括利益計算書を誤りなく作成することができるかについての設例</li> <li>③ 個別と連結で取得価額が異なる場合や減損処理した場合など、特殊なケースにおけるその他有価証券の一部売却時の組替調整額の計算方法の設例</li> <li>④ のれんを計上している在外子会社等について持分一部売却時の為替換算調整勘定の処理の設例</li> <li>⑤ 連結会社間取引を対象としてヘッジを行っている場合、連結子会社を連結除外した時の繰延ヘッジ損益に係る組替調整額の算定の設例</li> <li>⑥ 税効果の開示において、税率変更があった場合の開示方法の設例</li> </ol> <p>コンバージェンスの加速化を重視する立場は理解するが、実際の適用に当たり、実務上の混乱をできる限り防ぐため、十分な対応を希望するものである。</p> <p>その他有価証券、繰延ヘッジ、為替換算調整勘定、土地再評価差額金の前期末残高が当期に実現したもの、当期に新規発生・当期実現等の多様な取引に係る設例を追加していただきたい。</p> <p>組替調整額の算定において、具体的な設例を設けるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定に関して説明が望まれる。</li> <li>➤ 為替換算調整勘定の実務上の論点が多くあると考えられる。</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
第34項で修正提案している会計基準等に関するコメント		
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針について		
30) 第4項の取扱いは包括利益表示基準で定めるべき	<p>法人税等の税率変更や繰延税金資産の回収可能性見直しにより OCI に係る繰延税金を修正した場合には、OCI に加減することになるため、包括利益表示基準において取扱いを明確に定めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2009年3月のIAS第12号の改訂案での、OCI 又は資本構成項目の繰延税金に関して、「バックワード・トレーニング」の廃止提案についての検討が行われるべき。</li> <li>▶ 過年度に認識された OCI 項目に係る税金費用の変動分は、当初認識時と同様に OCI が整合的。</li> </ul>	
31) 第7項を修正すべき	在外子会社で親会社の株式取得後に生じた OCI 累計額について、決算時相場で換算するとしているが、他の資本項目と同様に発生時相場の積み上げとすべきである。	
関連する会計基準等の修正（案）に関するコメント		
株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針の修正（案）について		
32) 包括利益合計欄を表示する	IFRS による所有者持分変動計算書には、包括利益が表示されていることから、株主資本等変動計算書において、「株主資本以外の項目の当期変動額（純額）」を「その他の包括利益」とし、包括利益合計欄を設けることで、包括利益計算書における包括利益と一致させる。	
33) 第12項を修正すべき	その他有価証券評価差額金についての主な変動理由及び金額の表示について、変動計算書適用指針第12項が税効果の調整方法や表示方法を記載しているが、包括利益表示基準が定められたことにより、売却損益の額に税効果調整後の額を表示する方法を原則とする等の表現を見直すか、該当部分について包括利益表示基準を参照する形に修正すべきである。	
34) 正当な理由による変更の取扱い	包括利益表示基準の適用により OCI の内訳開示の重複を理由として、株主資本等変動計算書の開示方法を変更しても、会計基準等の改正に伴う正当な理由による変更であるとの取扱いとする等、開示の重複を考慮すべきである。	
四半期財務諸表に関する会計基準の修正（案）について		
35) 企業結合の影響額の記載	企業結合が当期首に完了したと仮定した場合の影響額の記載について、「損益」への影響額に修正しているが、我が国の会計基準において「損益」が明確に定義されておらず、段階損益に限らず売上高などが提供されるべき情報と考えられるため、遡及基準などを参考に「影響を受ける主な表示科目に対する影響額」とする必要があると考える。	

審議事項（3）－1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
中間（連結）財務諸表への適用について（第3項）		
36) 中間への適用を明示	四半期財務諸表に関する定めはあるが中間に関するものはない。株主資本等変動計算書に関する会計基準と同様に、中間（連結）財務諸表に関する定めをするべきと考える。	
その他		
37) 個別基準の改正時	退職給付会計関連等についても改正の都度、本会計基準案に追加され、包括利益計算書に追加記載することになるという理解でよいのか。	
38) 当期純利益表示堅持	コアビジネスの利益である当期純利益の表示の堅持を IASB に対して要望願いたい。一株あたり包括利益の表示が議論される場合、当期純利益重視の慎重な対応をお願いしたい。	
39) IASB への働きかけ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IASB に対しても 2 計算書の継続を働きかけていただきたい。</li> <li>➤ 1 計算書一本化で当期純利益の軽視や概念自体がなくなる危惧がある。IASB へ働きかけるために、IASB での検討状況や欧州企業の利益の表示実態（採用実態や理由）を調査公表していただきたい。</li> </ul>	
40) コメント期限が短い	多くの検討課題がある中で、1 か月のコメント期限では十分でない。論点整理、公開草案の公表にあたっては、十分な期間の設定をお願いしたい。	
41) ASBJ の構成メンバーについて	<p>包括利益基準策定に関わる者の中に、非上場企業関係者が全く含まれていない状態でコンバージェンスのメリットが皆無である非上場企業に対し、コンバージェンスの影響を与える会計基準を策定していることに大きな疑問がある。</p> <p>日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避する必要がある等の意見を踏まえ、ASBJ も関与する非上場会社の会計基準に関する懇談会（仮称）が設置され、非上場企業に適用される会計基準のあり方について幅広く検討することを提言されたことは大きな前進であるが、検討結果を踏まえた対応が実行される間、非上場企業の関係者不在の下でコンバージェンスだけは着実に進み、非上場企業に不要な影響やコスト負担を一律に与え続ける状態を早急に解消する必要がある。</p>	